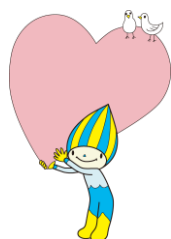




岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年6月12日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
男女共同参画推進課	男女共同参画係	松井	内線 3574 直通 058-272-8236 FAX 058-278-2611

## 令和7年度「県女性相談支援センター」における相談状況について

県女性相談支援センターでは、女性が抱えているさまざまな悩みや問題について、電話やメール、来所により相談を受け付けています。

このたび、令和7年度の相談件数等を取りまとめましたのでお知らせします。

### 1 相談件数（電話・メール・来所）

令和7年度の相談総件数は、3,387件で前年度に比べ12%増加しました。

相談種別	令和7年度	令和6年度	対前年度比
電話（件）	2,993	2,708	110.5%
メール(件)(※)	101	27	374.1%
来所（件）	293	290	101.0%
計	3,387	3,025	112.0%

※メール相談は令和6年11月から開始しているため、同一条件での比較ではありません。

### 2 相談者

「本人自身」が最も多く、3,145件で全体の92.9%を占めています。続いて「縁故者・知人」が97件で2.9%、「他の女性相談支援員等」が49件で1.4%の順となっています。

経路別	本人自身	本人自身以外											計
		警察関係	法務関係	他の女性相談支援員等	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	縁故者・知人	その他	
件数	3,145	15	5	49	24	8	2	6	2	4	97	30	3,387
割合	92.9%	0.4%	0.1%	1.4%	0.7%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	2.9%	0.9%	

### 3 内容（主訴）別相談件数

DV(※)（「夫等からの暴力」「夫等からの性暴力」）が1,237件と全体の36.5%を占め、対前年度比10.9%増となっています。

※本資料でいう「DV」は、配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者又はあった者から振られる暴力、暴言を指します。DV被害相談については男性からの相談も受け付けており、「夫等からの暴力」の件数には、当該相談件数を含みます。

内容別	人間関係																					
	夫等					子ども				親族				交際相手			その他					
	夫等からの暴力	夫等からの性暴力	薬物中毒・酒乱等	離婚問題	その他	子どもからの暴力	子どもからの性暴力	養育困難	その他	親からの暴力	親からの性暴力	その他親族からの暴力	その他の親族からの性暴力	親族その他	交際相手からの暴力	交際相手からの性暴力	交際相手その他	その他の者からの暴力	その他の者からの性暴力	ストーカー被害	その他	
件数	3,101	1,232	5	4	197	281	44	0	0	81	118	1	19	0	194	58	0	40	42	5	11	769
割合	91.6%	36.4%	0.1%	0.1%	5.8%	8.3%	1.3%	0.0%	0.0%	2.4%	3.5%	0.0%	0.6%	0.0%	5.7%	1.7%	0.0%	1.2%	1.2%	0.1%	0.3%	22.7%

内容別	生活困窮	医療関係			帰住先なし	売春	人身取引	計
		障害	妊娠・出産	その他心身の不調				
件数	35	37	14	182	18	0	0	3,387
割合	1.0%	1.1%	0.4%	5.4%	0.5%	0.0%	0.0%	

### 4 一時保護件数

令和7年度は61件で、前年度と同程度となりました。

うちDVによる保護は34件で、全体の55.7%を占めました。一時保護の理由はDVのほか、親や子どもからの暴力、生活困窮により住まいを失い帰住先がないなど、多岐にわたっています。

また、一時保護された女性の同伴児・者の保護は53人で、前年度に比べ17.8%増加しました。

	令和7年度	令和6年度	対前年度比
一時保護件数(件) (=一時保護された女性の人数)	61	60	101.7%
うちDV保護人数(人)	34	28	121.4%
DV保護の割合	55.7%	46.7%	—
同伴児・者(人)	53	45	117.8%
うちDV保護による同伴児・者(人)	40	30	133.3%

※被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護する必要がある場合等、必要に応じて短期間（原則2週間以内）保護します。一時保護を必要とする女性に同伴する児童や家族も一時保護の対象となります。

## 女性相談支援センター

女性相談支援センターは、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）第9条に基づき設置された県の機関です。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条の規定により、各都道府県に求められている配偶者暴力相談支援センターの機能も併せ持っています。

女性が抱えているさまざまな悩みや問題について電話相談やメール相談、面接相談を受け付け、相談者の問題解決や社会的自立に向けての助言・支援のほか、保護を必要とする女性について、一時保護などの支援を行っています。

### DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

配偶者（元配偶者や事実上婚姻関係にある又はあった者を含む）からふるわれる暴力・暴言のことです。

県が行う女性支援事業では、親子間、恋人間など親密な関係にある者からふるわれる暴力・暴言も支援の対象としています。

#### ◆DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

- ・身体的暴力…殴る、蹴る、首を絞める、物を投げる、刃物を突きつける等
- ・精神的暴力…大声でののしる、脅す、無視をする、恥をかかせる等
- ・性的暴力…セックスを強要する、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せる等
- ・経済的暴力…生活費を渡さない、支出を細かくチェックする、金銭的自由を与えない等
- ・社会的暴力…実家や友人との付き合いを制限する、行動を監視する、携帯電話をチェックする等
- ・子どもを巻き込んだ暴力…子どもの前で暴力をふるう（児童虐待）、子どもに危害を加える、子どもを取り上げようとする、子どもに悪口をふきこむ等

#### <電話相談>

相談番号 058-213-2131

受付日時 平日9:00～18:00（年末年始を除く）

※DVに関する電話相談は、男性の相談も受け付けます。

#### <メール相談>

Eメールアドレス jyoseisoudan@govt.pref.gifu.jp

#### <面接相談>

受付日時 平日9:00～17:00（年末年始を除く）

※面接相談を希望される方は、事前にお電話（058-213-2131）にてご予約ください。